

令和 6 年

第 2 回神戸町議会臨時会会議録

令和 6 年 4 月 21 日 開会

令和 6 年 4 月 21 日 閉会

岐阜県神戸町議会

令和 6 年第 2 回神戸町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (4月22日)

開会	3
会議録署名議員の指名について	3
会期の決定について	3
報第 1 号及び報第 2 号について (提案説明・質疑・討論・採決)	3
議第29号及び議第30号について (提案説明・質疑・討論・採決)	7
議長の辞職許可について	9
選第 1 号について	9
副議長の辞職許可について	1 1
選第 2 号について	1 1
選第 3 号について	1 3
選第 4 号について	1 4
選第 5 号について	1 4
選第 6 号について	1 4
選第 7 号について	1 5
議第31号について (提案説明・採決)	1 6
閉会	1 7

令和6年第2回神戸町議会臨時会付議議案

- 報第1号 神戸町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 報第2号 神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 議第29号 町道路線の廃止について
- 議第30号 町道路線の変更について
- 選第1号 議長の選挙について
- 選第2号 副議長の選挙について
- 選第3号 議会運営委員の選任について
- 選第4号 広報編集特別委員の選任について
- 選第5号 議会改革特別委員の選任について
- 選第6号 上水道特別委員の選任について
- 選第7号 安八郡広域連合議会議員の選挙について
- 議第31号 監査委員の選任について

令和 6 年 第 2 回 神 戸 町 議 会 臨 時 会

(第 1 号)

令和 6 年 4 月 22 日 (月 曜 日)

議 事 日 程（第 1 号）

令和 6 年 4 月 22 日（月曜日）午前 9 時 30 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報第 1 号 神戸町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 4 報第 2 号 神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 5 議第 29 号 町道路線の廃止について

日程第 6 議第 30 号 町道路線の変更について

（追加議事日程）

日程第 1 議長の辞職許可について

日程第 2 選第 1 号 議長の選挙について

日程第 3 副議長の辞職許可について

日程第 4 選第 2 号 副議長の選挙について

（追加議事日程）

日程第 5 選第 3 号 議会運営委員の選任について

日程第 6 選第 4 号 広報編集特別委員の選任について

日程第 7 選第 5 号 議会改革特別委員の選任について

日程第 8 選第 6 号 上水道特別委員の選任について

日程第 9 選第 7 号 安八郡広域連合議会議員の選挙について

日程第 10 議第 31 号 監査委員の選任について

出席議員（10名）

1 番	深 貝 仁 則 君	2 番	大 場 光 晴 君
3 番	宮 嶋 健太郎 君	4 番	小 川 榮 一 君
5 番	西 脇 博 文 君	6 番	林 利 雄 君
7 番	宮 嶋 三 郎 君	8 番	飯 沼 満 君
9 番	宮 川 一 美 君	10 番	鈴 木 愛 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	藤 井 弘 之 君	副 町 長	金 指 義 樹 君
教 育 長	宇 野 秀 宣 君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河 出 真 志 君
民生部長兼 健康福祉課長	石 原 宏 一 君	産業建設部長兼 企業誘致推進室長	土 屋 典 生 君
教育部調整監兼 生涯学習課長	小 野 健 君	会計管理者兼 税 務 課 長	藤 井 徳 明 君
まちづくり 戦 略 課 長	和 藤 潤 司 君	住民保険課長	末 村 春 美 君
子ども家庭課長	清 水 利 恵 君	建 設 課 長	堀 智 君
産業環境課長	佐 藤 森 行 君	上下水道課長	立 木 正 一 君
教 育 課 長	大 坪 由 美 君		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹 下 政 文	書 記	前 田 有 香
--------	---------	-----	---------

○議長（西脇博文君） ただいまから令和6年第2回神戸町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長（西脇博文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、2番 大場光晴君、4番 小川榮一君の御両名をお願いいたします。

会期の決定について

○議長（西脇博文君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日に決定しました。

報第1号及び報第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君） 日程第3、報第1号 神戸町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、日程第4、報第2号 神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、以上2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） おはようございます。

それでは初めに、専決処分をさせていただきました2議案につきまして御説明を申し上げます。

日程第3、報第1号 神戸町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、専第1号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

神戸町税条例の一部を改正する条例（別紙）でございます。

理由といたしまして、地方税法等の一部改正に伴いこの条例を定めようとするもので、令和6年3月30日付で専決処分をさせていただきました。

もう一枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第13号 神戸町税条例の一部を改正する条例。

神戸町税条例の一部を次のように改正する。

以下1ページから17ページまで、改正条文並びに経過措置等を定める附則でございます。

この改正条文の次に、新旧対照表が1ページから51ページまでございまして、最後に改正点の概要がつけてございます。そちらで御説明を申し上げたいと思います。

神戸町税条例の改正点の概要です。

1の改正の趣旨は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、令和6年4月1日に施行された規定について所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容でございますが、主なものを御説明申し上げます。

初めに、①第33条、第52条、第142条の3では減免の関係でありまして、個人住民税や固定資産税等の各税目において減免事由に該当することが明らかな場合は、職権により減免できる規定を追加する改正であります。

②の附則第6条の5から附則第6条の8では、個人住民税の定額減税の関係でございまして、令和6年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施する措置に対応するための改正でございます。なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費にて補填をされます。

その下、③の附則第9条の2では、通称わがまち特例と言われる地方決定型固定資産税の特例措置について、法改正に伴い所要の改正をするものであります。なお、例に記載をしておりますバイオマス発電所設備について、特例措置の対象として追加をしております。バイオマス発電所設備のうち、1万キロワット以上2万キロワット未満のものが該当することとなります。神戸町にございますぎふ西濃グリーンパワー合同会社のごうどバイオマス発電所は、発電出力が7,500キロワットのため今回の特例には該当しておりませんので、付け加えさせていただきます。

その下、④の附則第10条から附則第14条では、固定資産税の減額措置の関係でございまして、固定資産税、土地の負担水準の均衡化を推進するため、現行の負担調整措置を延長する改正でございます。

⑤の附則第15条の3から附則第19条の3では、こちらは先ほど御説明を申し上げました定額減税に伴いまして、特別税額控除に係ります読替規定を追加しております。

⑥として、そのほか各条項において法令の改正や条例内容の精査に伴いまして、引用条項や文言の整理を行っております。

3の附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するもので、また固定資産税の適用に関する経過措置を規定しております。

以上が令和6年3月30日付で専決処分をさせていただきました神戸町税条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

続いて、日程第4、報第2号 神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、専第2号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）でございます。

理由といたしまして、地方税法施行令の一部改正に伴いこの条例を定めようとするもので、令和6年3月30日付で専決処分をさせていただきました。

もう一枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第14号 神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

神戸町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文でございますが、その次に新旧対照表、最後に改正点の概要がつけてございますので御覧いただきたいと思います。

神戸町国民健康保険税条例の改正点の概要です。

1. 改正の趣旨は、地方税法施行令の一部を改正する法律の公布に伴い、国民健康保険税に係る後期高齢者支援金分の課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る軽減判定基準の見直しを行うものであります。

2の改正の内容は、(1)の第2条第3項及び第22条第1項関係では、課税限度額の見直しでありまして、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について、現行の「22万円」から「24万円」に引き上げるものであります。なお、医療分並びに介護保険分課税額の変更はございません。

(2)の第22条第1項第2号及び第3号関係では、軽減判定所得の見直しでありまして、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の「29万円」から「29万5,000円」に引き上げ、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所

得の算定においても、現行の「53万5,000円」から「54万5,000円」にそれぞれ引き上げるものであります。

裏面をお願いいたします。

3の附則として、施行期日は令和6年4月1日とし、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものでございます。

以上が、令和6年3月30日付で専決処分をさせていただきました神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

専決処分をさせていただきました2議案につきまして、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西脇博文君） これより報第1号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、報第1号 神戸町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

これより報第2号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、報第2号 神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

議第29号及び議第30号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君） 日程第5、議第29号 町道路線の廃止について、日程第6、議第30号 町道路線の変更について、以上2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） 続きまして、御議決をお願いいたします2議案について御説明を申し上げます。

初めに、日程第5、議第29号 町道路線の廃止についてです。

道路法第10条第1項の規定により、別紙のとおり町道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

提案説明として、西座倉土地区画整理事業の仮換地指定に伴い、町道路線を廃止するものがあります。

1枚おめくりをいただきまして、別紙として、一覧表のとおり路線番号5004、路線名、西座倉4号線、路線番号5005、路線名、西座倉5号線、路線番号5007、路線名、西座倉7号線の3路線の廃止であります。

その次に全体の廃止位置図と、その裏面には起点、終点並びに幅員、延長を示した廃止図が添付してございますので、併せて御覧をいただきたいと思っております。

次に、日程第6、議第30号 町道路線の変更についてです。

道路法第10条第2項の規定により、別紙のとおり町道路線を変更することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

提案説明として、西座倉土地区画整理事業の仮換地指定に伴い、路線の起点、終点等に変更があった道路について、町道路線を変更するものであります。

1枚おめくりをいただきまして、別紙として、路線一覧のとおり5つの路線の起点、終点の変更であります。また、一覧表の後に全体の変更位置図、その次には、それぞれ変更図が①から⑤まで添付してございます。なお、これらの5つの路線の起点と終点については、変更前を青線、変更後を赤線で示しております。また、路線の幅員や延長はそれぞれ記載のとおりでございます。

以上、2議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わります。

○議長（西脇博文君） これより議第29号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第29号 町道路線の廃止については、原案のとおり承認することに決定しました。

これより議第30号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第30号 町道路線の変更については、原案のとおり承認することに決定しました。

ここで私、議長として1年間皆さんにお世話になりました。辞表を提出させていただきます。

議員各位並びに藤井町長はじめ執行部の皆様方、また議会事務局の方々、大変お世話になりました。誠にありがとうございました。

一議員となりましても、町政のため、また町民のために一生懸命、また引き続き頑張らせていただきたいと思います。引き続き御指導御鞭撻のほうよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

ここで宮嶋健太郎副議長と交代します。

〔議長 西脇博文君 退場〕

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（宮嶋健太郎君） 代わって議長を務めます。

ただいま議長 西脇博文君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、議長の辞職許可についてを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長の辞職許可についてを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議長の辞職許可について

○副議長（宮嶋健太郎君） 追加日程第1、議長の辞職許可についてを議題とします。

お諮りします。西脇博文君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、西脇博文君の議長の辞職を許可することに決定しました。

〔5番 西脇博文君 入場・着席〕

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。この際、議長の選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長の選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

選第1号について

○副議長（宮嶋健太郎君） 追加日程第2、選第1号 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場出入口の閉鎖を行います。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10人であります。

次に、立会人を指名します。

立会人には、会議規則第32条第2項の規定により、1番 深貝仁則君、2番 大場光晴君の御両名をお願いします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順次投票をお願いします。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

深貝仁則君と大場光晴君の開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数10票、うち有効投票10票、無効投票ゼロ票、棄権ゼロ票。

有効投票のうち、飯沼 満君10票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。よって、飯沼 満君が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました飯沼 満君が議場におられます。よって、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

これより、新議長 飯沼 満君より当選承諾の御挨拶をいただきます。

○新議長（飯沼 満君） 皆様、おはようございます。

全員の方から御推挙いただき、令和6年度の議長にならせていただきました。もとより浅学非才でございますが、一生懸命議長を務めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。（拍手）

○副議長（宮嶋健太郎君） それでは、新議長に交代いたします。

〔新議長 議長席に着席〕

〔副議長 宮嶋健太郎君 退場〕

○議長（飯沼 満君） ただいま副議長 宮嶋健太郎君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職許可についてを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、副議長の辞職許可についてを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

副議長の辞職許可について

○議長（飯沼 満君） 追加日程第3、副議長の辞職許可についてを議題とします。

お諮りします。宮嶋健太郎君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、宮嶋健太郎君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔3番 宮嶋健太郎君 入場・着席〕

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。この際、副議長の選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

選第2号について

○議長（飯沼 満君） 追加日程第4、選第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口の閉鎖を行います。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10人であります。

次に、立会人を指名します。

立会人には、会議規則第32条第2項の規定により、3番 宮嶋健太郎君、4番 小川榮一君の御両名をお願いします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順次投票をお願いします。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

宮嶋健太郎君、小川榮一君の開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

それでは、選挙の結果を報告します。

総投票数10票、うち有効投票10票。

有効投票のうち、小川榮一君10票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。よって、小川榮一君が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました小川榮一君が議場におられます。よって、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

これより、新副議長 小川榮一君より当選承諾の御挨拶をいただきます。

○新副議長（小川榮一君） ただいま議員の皆様より副議長に選任されました小川です。

副議長という重責に身の引き締まる思いです。飯沼新議長の下、重責を担えるように最大限頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。今後とも御指導御鞭撻のほどよろしくお願い致します。

簡単ではありますが、就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（飯沼 満君） ここで暫時休憩を行いますので、各常任委員会の正・副委員長の互選をお願いします。なお、その結果を御報告をお願いします。総務建設常任委員会は委員会室で、民生文教常任委員会は全員協議会室で、それぞれ互選を行います。

それでは、暫時休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（飯沼 満君） 休憩を終わり、引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正・副委員長の互選の結果を報告しておきます。

総務建設常任委員会の委員長は大場光晴君、副委員長は林 利雄君。

民生文教常任委員会の委員長は宮川一美君、副委員長は宮嶋健太郎君。

以上、御報告をしておきます。

〔追加日程配付〕

お諮りします。ただいまお配りしました日程を本日の日程に日程第5から第10までを追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、よって本日の日程に日程第5から第10までを追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

選第3号について

○議長（飯沼 満君） 追加日程第5、選第3号 議会運営委員の選任についてを議題とします。

ここで、この場で暫時休憩をします。

午前10時21分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（飯沼 満君） 休憩を終わり、会議を開きます。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名し、議会閉会中も議会の会期、日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項が審議できることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員には、お手元に配付しました名簿のとおり選任し、議会閉会中も議会の会期、日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項が審議できることに決定しました。

ここで暫時休憩をしますので、正・副委員長の互選を委員会室でお願いします。なお、その結果を御報告願います。

それでは暫時休憩をします。

午前10時31分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（飯沼 満君） 休憩を終わり、引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正・副委員長の互選の結果を御報告しておきます。

議会運営委員会の委員長は林 利雄君、副委員長は宮嶋三郎君。

以上、御報告しておきます。

選第4号について

○議長（飯沼 満君） 追加日程第6、選第4号 広報編集特別委員の選任についてを議題とします。

ここで、暫時休憩をします。

午前10時45分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（飯沼 満君） 休憩を終わり、会議を続けます。

お諮りします。広報編集特別委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、広報編集特別委員には、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

選第5号について

○議長（飯沼 満君） 追加日程第7、選第5号 議会改革特別委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会改革特別委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員には、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

選第6号について

○議長（飯沼 満君） 追加日程第8、選第6号 上水道特別委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。上水道特別委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、上水道特別委員にはお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩をします。

直ちにそれぞれの特別委員会ごとに正・副委員長の互選をお願いします。

初めに、広報編集特別委員会を委員会室でお願いします。その後、全員協議会室において議会改革特別委員会、続いて、上水道特別委員会をお願いします。なお、その結果を御報告お願いします。

それでは、暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（飯沼 満君） 休憩を終わり、引き続き会議を開きます。

各特別委員会の正・副委員長の互選の結果を御報告します。

広報編集特別委員会の委員長は宮嶋健太郎君、副委員長は深貝仁則君。

議会改革特別委員会の委員長は鈴木愛子君、副委員長は小川榮一君。

上水道特別委員会の委員長は西脇博文君、副委員長は深貝仁則君。

以上、御報告します。

選第7号について

○議長（飯沼 満君） 追加日程第9、選第7号 安八郡広域連合議会議員の選挙を行います。

安八郡広域連合議会議員でありました西脇博文君、宮嶋三郎君、宮川一美君が辞職により欠員となりましたので、これに伴う選挙を行います。選挙すべき人数は3名です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

安八郡広域連合議会議員に、民生文教常任委員会委員長 宮川一美君、民生文教常任委員会副委員長 宮嶋健太郎君、議長の私、飯沼 満を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました宮川一美君、宮嶋健太郎君、飯沼 満を安八郡広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました宮川一美君、宮嶋健太郎君、飯沼 満が安八郡広域連合議会議員に当選されました。

ただいま安八郡広域連合議会議員に当選されました宮川一美君、宮嶋健太郎君、飯沼 満が議場におられます。よって、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

議第31号について（提案説明・採決）

○議長（飯沼 満君） 追加日程第10、議第31号 監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、鈴木愛子君の退場を求めます。

〔10番 鈴木愛子君 退場〕

提案理由の説明を求めます。

町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） それでは、追加日程第10、議第31号 監査委員の選任についてでございます。

次の者を、本町の議員のうちから選任する監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記としまして、住所、神戸町大字北一色335番地の1、氏名、鈴木愛子議員であります。生年月日は昭和28年4月9日生まれ。

提案説明といたしまして、議員のうちから選任する監査委員 小川榮一さんの辞職に伴い、その後任を選任しようとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（飯沼 満君） お諮りします。本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第31号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

〔10番 鈴木愛子君 入場・着席〕

○議長（飯沼 満君） 以上をもって、今臨時会に付議されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和6年第2回神戸町臨時会を閉会いたします。慎重審議、誠に御苦労さまでした。

午前11時21分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和6年4月22日

議 会 議 長 西 脇 博 文

議 会 新 議 長 飯 沼 満

議 会 副 議 長 宮 嶋 健 太 郎

署 名 議 員 大 場 光 晴

署 名 議 員 小 川 榮 一